

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

| 分野 | 特定事業  | 要件 |
|----|---|----|
| 教育 | 獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部の新設に係る認可の基準の特例〔文部科学省関係共同告示関係〕 | 別添 |

## 《凡例》

文部科学省関係共同告示関係：文部科学省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等  
規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成 27 年  
内閣府・文部科学省告示第 1 号）

※ 別添のシートにおいて記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

なお、別添については、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成 28 年 11 月 9 日国家戦略特別区域会議とりまとめ）への対応状況を確認するため、目的、当該事業に必要な教育環境の整備及びその他充実した実施体制等への対応状況を詳細に記載した書類を提出してください。

(別添)

獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部の新設に係る認可の基準の特例（獣医師の養成に係る大学設置事業）〔文部科学省関係共同告示関係〕

【要件】

- ①「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成 28 年 11 月 9 日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ）に適合しているものであること。
- ②平成 30 年度の開設に向けた事業の確実な実施が見込まれるものであること。